

平成27年9月25日
雇児発0925第1号
社援発0925第1号
老 発0925第1号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公 印 省 略)

「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について

社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により示されているところであるが、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）の施行により、標記通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成27年4月1日より適用することとする。ただし、平成28年3月31日（平成27年度決算）までの間は、従前の会計処理によりることができるものとする。各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、貴管内関係機関及び各社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対し周知を図るようご配慮願いたい。